

福岡市保健福祉審議会地域保健福祉専門分科会(令和2年度第2回) 議事録

1 開催日時等

日時 令和2年11月5日(木) 15時00分～16時40分

場所 エルガーラホール 中ホール

会議次第

I 開会

II 議事

(1) 次期保健福祉総合計画(各論 地域分野)の原案について

(2) 次期保健福祉総合計画(各論 地域分野)の成果指標について

III 閉会

2 議事録

I 開会

福岡市保健福祉審議会地域保健福祉専門分科会の開催にあたり、本分科会委員19名のうち開会時点において13名が出席し過半数に達しているため、福岡市保健福祉審議会条例第7条第9項の規定により、本日の会議は成立することを報告。

また、福岡市情報公開条例に基づき、本分科会は原則公開となっている旨を報告。

II 議事

(1)次期保健福祉総合計画(各論 地域分野)の原案について

【会長】

次期福岡市保健福祉総合計画(各論 地域分野)の原案について、事務局からご説明いただきたい。

【事務局】

資料1、資料2について説明。

【会長】

ありがとうございました。

次期福岡市保健福祉総合計画(各論 地域分野)の原案について、説明いただいた。

それでは今から、資料1と資料2について審議を進めたい。

意見のある方から、御質問、御発言をお願いしたい。

【委員】

原案の52ページ、施策5-4、複合的な課題解決に向けた連携強化について。

先ほど説明があったとおり、前回の専門分科会でも何人かの委員から御意見があったが、いきいきセンターなどの高齢者対象だけでなく、子どもや障がい者も含めた包括的で、かつ身近な相談支援体制はどうするのかという、そういう御意見も含めたところでの記載だと思っている。

そこで、53ページの図にあるように、福岡市には、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮、住まいなど、それぞれの分野ごとに総合的で専門的な市の相談支援機関がある。また、下のほうのネットワークと書いてある図にあるように、それぞれの領域ごとに民間や地域も含めたところで多機関連携のネットワークもある。しかしながら、それぞれの専門領域に横串を刺してつないでいくような仕組みが今はない。あくまでも縦割りであるということだと思っている。

それで、52ページの文章中に、多機関連携や多機関協働という言葉で書いていただいているが、分野ごとの、分野の中での多機関連携は既にかなり行われていると思うので、分野を超えた多機関連携、分野を超えた多機関協働と言ったほうが分かりやすいと思う。

もう1点が、53ページの現在の主な事業の記載の仕方について。ここには市の主要な相談機関の名称が挙げられているが、高齢、障がい、住まいの分野のみの相談機関名が挙げられている。ただ、包括的な支援体制をここで言いたいのであれば、ほかの事業、生活自立支援センターや、子どもの分野の子育て世代包括支援センター、こども総合相談センターなど、各分野で一つ以上の相談機関を主な事業として挙げたほうが、よりはっきりするのではないか。

また、それぞれ、障がい分野なら障がいの官民のネットワークである地域ケア会議や、障がい者等地域生活支援協議会、要保護児童支援地域協議会など、いろいろな協議会があるが、それらについても主な事業として挙げておくほうが、ここでどういうことを言いたいのかより伝わりやすいのではないかと思う。

【事務局】

53ページの図で、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野で多機関連携をしていくという図と、本文の内容や、主な事業の一覧が一致していないのではないかという御指摘かと思う。

1点目については、分野を超えて連携していくというのは、まさしく今回の計画の核だと

思っており、ご指摘どおり修正させていただきたい。

2点目の主な事業についても、図と一致するよう修正させていただきたい。

3点目の地域ケア会議等協議会等については行われていることを記載したほうが、より伝わりやすいとの御指摘についてもご意見のとおり、より図が分かりやすいように修正させていただきたい。

【委員】

まさに分野を超えた連携が必要とされていると思う。地域の中で子どもが抱えている様々な課題は、横の連携なしには解決できないものだ。それなしにはどんな課題があるかすらも見えない。

これまでの審議に、子ども分野のNPOが参加するなど前進したと感じているが、もう一つ、子どもの領域で地域ということを見ると、学校との連携が大きな課題ではないかと思う。

今のところ、教育委員会や、こども未来局、保健福祉局など、様々なところで子どもの問題は出てきているが、みんな縦割りになっているという問題があって、これが子どもの側から見ると、非常に大きな問題ではないかと思う。いま、コロナ禍のもとでは様々な子どもの課題があぶり出されている。まだまだ見えない問題もある。虐待や、子どもの自傷行為、自殺願望など、様々な問題が浮き彫りになってきていると思う。そういったなかで、子どもたちの声にならない声というか、そこから見えてくるSOSをいち早くキャッチし、課題解決に向かっていく。そういう機能が地域に求められているのではないかと思う。

子どもの問題で言うと、学校の問題が家庭の中で表れ、家庭の問題が学校で表れるという、様々な状況があると思うので、それこそ分野を超えて、地域レベルの連携の中に、学校からの参加が必要ではないかと思っている。これまでのところ、それがまだ表れていないので、ぜひ検討していただきたい。

これまでになかったような、現状に柔軟に対応できるような機能が必要とされている。前回、社会福祉連携推進法人というものがあると初めて知り、大きなヒントをいただいたと思っている。こういった機能にも期待したい。そういう中に、ネットワークの一つの分野として学校も参加する。子どもに一番近いところで活動していて、子どもの声、子どもの気持ちをすくい取ることができるNPOなどもあるので、そういったものも参加して、実際の子どもの課題がちゃんと地域レベルで受け止められ、解決に向かっていくような仕組みができればと思っている。

【事務局】

地域と連携したネットワークの図に学校が入っていない御指摘をいただいた。

私は、民生委員児童委員協議会の事務局長も兼ねているので、その立場から発言したい。地域で児童委員の方が話し合うときに、学校からスクールソーシャルワーカーに来てもらって情報を共有したりしている。図の上にある専門機関に子どもの相談を持ち込まれるときには、もうかなりひどい状況になっていることがあるので、委員から御指摘があったとおり、学校、スクールソーシャルワーカーときちんと連携をしていくことが大切になるので、ネットワークの図に学校を書くよう修正させていただきたい。また、NPOについては、例えば不登校の子がそこに行けば出席扱いになるようなフリースクールをNPOでされているところがあるので、そういったところと連携していければと考えている。

【委員】

4ページの多様な主体との連携・共働による地域づくりという中で、ICTの利活用等が書かれており、かなりの部分に生かされていると思うが、今までの地域の中での絆づくり・支え合い活動でみんなが集まってという手法が、かなり今は厳しく、できなくなっている。それを補うような形で、様々なオンライン会議等を使った動きが出てきている。

これが普及していくためには、そういうプログラムの開発や、それが普及できるように様々な工夫をしていくことが必要になってくるのではないかと考えており、そのあたりをどこかの項目に含めて記載することはできないか。

【事務局】

ただいまご指摘いただいたとおり、コロナ禍にあって地域での集まりが難しいという御意見をいただいている。

今、社会福祉協議会で「はなれても、つながる」という取組をされていて、ICTを活用して地域とのつながりができないかと模索していただいております、そういった取組と連携していくことを記載できないか検討させていただく。

【委員】

52ページの複合的な課題解決に向けた連携強化のところ、今回、包括的な支援体制の構築に向けた連携強化ということで、53ページに図表が書いてある。各センター、地域包括支援センター、障がい者、子育て、生活自立、様々書いてあるが、これは複合的な課題を抱えた方、市民の方が様々な相談をするときに、それぞれのセンターに行くということ自体が、結局、社会的には「断らない相談支援」ということで、とにかくしっかり受け止めまし

ようという話だが、よく市民の皆様からいただく内容は、結局、断らないといっても各機関にたらい回しになって、最終的には何の解決もできなかったという、残念ながらそういう御相談も多々ある。

それで、包括的な支援体制の構築に向けた連携強化の中で、やはりまず市民の目線から言うと、どういったセンターでもいいが、ここの機関に行けば何とかなるという、全てのことをワンストップで受け止めていただくような窓口、体制が必要ではないか。そういったことでこの施策5には非常に期待したい。また、この後の成果指標の中にも、新たに基本目標5の中でしっかりと指標もつくっていただいている。

それで、イメージ的にはどういったものが想定されるのかということで、私なりに全国的な事例を少し調べたときに、令和元年12月に内閣府が、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の中で、静岡県富士市のユニバーサル就労支援センターの取組を表彰している。これは生活のこと、仕事のこと全て、ひきこもりの子どものことや、仕事が長続きしない、病院代が払えない、食べるものがない、就労や学習の不安、どんな仕事がいいかわからない、子育てしながら短時間の仕事を探したいなど、とにかく生活のことや仕事のことを全て受け止める、そういった窓口を開設して、しかも、それを本当の意味で、これが本当の相談の最終形であろうということをやっている。

市民目線からいって、単なる連携強化ではなくて、そういった本当に市民の方が救われる——救われるという言葉は語弊があるかもしれないが、しっかり問題が解決できる、そういったワンストップ窓口という部分の開設については、ぜひ施策の中に盛り込んでいただきたい。

ここに書いてあるような子ども家庭相談体制の充実や、住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実、これだけに限らず、全てのことに対応できるということが求められていくと思う。

【事務局】

ワンストップのどんな相談でも受け止めるようなセンターが必要ではないかという御指摘かと思う。

我々も当然、包括的な支援体制のあり方については、いろいろと模索しているが、現在、高齢、障がい、子ども、生活困窮、それぞれの相談機関が、それぞれ専門の職員によって高度な相談を受け付けている状況であり、それを一つにまとめたときに、その一つが高度で専門的な対応を全て網羅できるようなものというのは少し難しいのではないかと考えている。

また、他都市の事例でも、政令市レベルでも、市民にとって分かりやすいだろうと一つの相談窓口をつくった都市もあるが、逆に、市民から、まずはここに必ず相談しないとイケないのか、専門機関に相談していいのかわかりづらい、困難事例ばかり持ち込まれるなど、結局は、各分野の専門機関に聞かなければ解決ができないというような、なかなかうまくいかない事例があることも聞いている。

ただ、今回の計画は、包括的な支援体制についてはこれで決定ということではなくて、方向性を示している。現実的な施策として、まずは各機関の連携の強化を図るという方向性で検討させていただきたいと考えている。

また、委員から御紹介いただいた富士市のユニバーサル就労支援センターについては、社会福祉法の改正により規定された重層的支援体制整備事業の中の地域への参加を促していく支援ではないかと思うので、包括的な相談支援体制の構築を検討していく中で、参加支援の強化という視点から、きちんと検討したい。

【会長】

今の課題は、市民から見ると生活というところで、生活に何らかの障害が出ている、その障害を解決するために市民が選択をしてどこかを選ぶというふうになるのか、それともどこかに行けば、それについて適切なおところにつないでくれるのかという、従来からの課題と関係してくると思うが、これはやはり非常に専門的な力が総合的に担保される窓口でないといけないので、今後の大きな課題として検討を進めていただきたい。

【委員】

この保健福祉総合計画については新たに改正された社会福祉法を反映させて構築すると思うが、この社会福祉法では、地域共生社会の実現をうたっており、地域福祉を住民や社会福祉事業者により行うということがさらに強調されているものだと思っている。

お互いに助け合うことはとても大切だが、自助、共助を殊さら強調されて、市民に必要な施策が行き渡らないことはあってはならないと思っている。例えば韓国のソウル市では、制度から漏れる人をなくそうと専門職の公務員を増員している。複雑な課題を抱えた人たちが地域で尊厳を持って生きるためには、まず公的支援の保障が必要不可欠だと思っている。

行政が場を提供するだけではなく、具体的な支援策を取らなければ、地域福祉の理念が歪められてしまう可能性がある。例えば民生委員に欠員が出た場合にどうするのか、地域をカバーするために市がどう責任を持つのか。そういった点を常に念頭に置いて、計画を策定することが必要だと考えている。

【事務局】

御指摘いただいたとおり、今回の計画は地域共生社会の実現をめざすものではあるが、素案にもあるとおり、地域の負担が増えるというような内容ではなく、地域共生社会の実現に向けて行政がしっかりと地域を支援し、一緒にやっていくという計画になっていると思う。

Ⅱ 議事

(2)次期保健福祉総合計画(各論 地域分野)の成果指標について

【会長】

それでは、次の議事に参りたい。

議事2、次期福岡市保健福祉総合計画（各論 地域分野）の成果指標について、事務局からの説明をお願いしたい。

【事務局】

資料3-1、3-2、4を説明。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、各論 地域分野の成果指標について審議を進めたい。

【委員】

この評価というものに向けての進捗度合いをはかる指標の置き方については、これまでも議論してきたが、難しい。数量的なデータだけでははかれないという話等もあって、長年の懸案事項だと思うが、進めるに当たって少し考え方を変えていってはどうかと思っている。それは市の職員が市の手元にあるデータ等に基づいて評価をするという手法でいいのかということ。むしろ第三者的ではあるが、福岡市の機関として福岡アジア都市研究所という研究機関を持っているわけであり、そういったところに評価事業そのものを委託するという形で、指標の置き方も含めて考えをもう少し外側に出してみるのも一つではないかと思う。

多くの諸外国では政策アカデミーという、行政の外側にそうした機関を置いて、その機関が評価事業を行うというのが一般化していると思うが、日本ではなかなかそういう形になっていない。そういうものを少し考えてみたらどうかというのが一つ。

それから、その際、指標というのは、できるだけそれがどういう内容であるのかが分かるように指標化されていないといけない。だから、指標づくりというのがまず非常に重要な

るが、現在、成果指標として出されているものを見ると、この成果指標設定一覧表でも絶対数が記載されている。この絶対数というのは、指標としてはあまり適切ではない。ターゲットとなる、人口に対してどれだけの普及率があるかといったような、パーセンテージを使うのがよい。この中では、例えばファミリー・サポート・センターでは、何人、何日という形の新しい形の指標単位がつけられているが、そういう単位をどこかで設定するようにしないと、絶対数だけでは、それが多いか少ないのか分からないということがあるので、こういったことも含めて、少し検討していただいたほうがいいのではないかと。

【事務局】

外部の専門的な視点が必要との御意見かと思う。市としてはまさしく、専門的な御意見をいただくために、本日の分科会をさせていただいているが、成果指標を評価いただくときの事務局原案をつくる際に、外の視点をいただきながら原案をつくり、さらに専門家の委員の先生方に諮るなど工夫をさせていただきたい。

その他の成果指標の設定の方法などについては、事務局で検討させていただき、可能な限り修正したい。

【会長】

非常に大きな御意見で、これも今後の非常に重要な課題だと思う。

【委員】

成果指標の項目について。基本目標2の身近な地域における絆づくり・支え合い活動の推進の真ん中に、ファミリー・サポート・センター事業が指標項目で上がっている。これは子ども総合計画の指標を持ってこられたと思う。もちろんこれを否定するものではないが、子ども総合計画は子ども・子育て支援法上の子ども・子育て支援計画、国の計画に位置づけられており、国により成果指標はこれを使うということが定められている。それでファミリー・サポート・センターに、何日に何人ということで、国による指標が挙げられている。ただ、地域福祉計画上の基本目標2、支え合い活動の推進のところでは、これよりは地域住民の方が主体的に立ち上げて運営している、例えば子どもの居場所づくりなどのほうが指標としてはふさわしいのではないかと。

子ども総合計画にも、子ども食堂等への立ち上げ支援の補助金を市が出している、子どもの食と居場所づくり事業というものがあるし、指標にも掲げられている。ただ、そういった市の事業ということではなくて、補助金に関わらず、地域全体で子どもたちを見守り、育てていくという趣旨で地域の皆さんが開催している子どもの居場所づくりをやっているところ

ろもある。現在、50校区ぐらいで展開されている。これを着実に支援し増やしていくことや、そういう視点の指標のほうが、この計画上の指標としてはよりマッチしていくのではないかと思う。

【事務局】

ファミリー・サポート・センター事業を目標に置いている経緯は、委員のご指摘のとおり。また、地域福祉計画については、法令の指定もなく、計画の内容からして、子どもの居場所づくりのほうがふさわしいとの委員意見のとおり、社会福祉協議会やこども未来局と調整し、目標を差し替える方向で検討したい。

【委員】

私自身、こういう指標をつくる立場になることが多いが、つくっていて非常に大変なのは、例えばこれから産官学で生涯学習社会をつくろう、こんな状態を目指しますというとき、それを適切に表す指標がないため、結局イベントを何回した、講座を何回したといったものにはかならないところが非常に難しい。

今回の総合計画の施策の方向性は良いので、後は、こういう状態を目指すという目標値、指標をしっかりと定めることが重要であると思う。目標値の達成に向けて関係機関や部署が一丸となって動き出すことができるような分かりやすい指標、現状にマッチした指標が必要と思う。

一つは、例えばユニバーサルデザインに関して、基本目標1の一番下だが、これは施策に対して指標が市民の認知度になっているが、あくまでユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくというところで、認知度が上がる状態を目指しているのかといえば、そういうわけではない。例えばユニバーサルデザインのまちづくりがきちんと行われているかの市民の評価や満足度を指標としたほうが、認知度よりも踏み込んでいて良いのではないか。

地域の関係性を持つための情報のところも、私自身は、情報に関してはあくまで手段の一つなので、絆づくりの状況や、実際に参加する環境にあるのかも重要な指標ではないかと思う。

また、基本目標2の避難行動要支援者の個別支援計画の作成件数。これも非常にいいが、ただ、今回の総合計画では「地域共生社会の実現」をキーコンセプトに掲げている。そのため、要支援者だけではなく、要配慮者つまり高齢者、障がい者、外国人なども含めた多様な方に配慮した取組みが進んでいるかを指標にしたほうが良いのではないかと思う。私自身も男女共同参画のまちづくりにも関わっており、女性の視点に配慮した防災などの活動は

徐々に普及しているが、まだ一部の校区だけでしか実施されていないことや、あるいは、子どもや乳幼児への配慮がされていない状況は結構あると思うので、例えば要配慮者、あるいは多様性に配慮した防災活動や防災訓練が行われている福岡市内の校区の割合などを指標にすれば、その指標一つで各校区において多様性に配慮した、地域共生に基づいた取組みが大きく進むのではないかと。

【事務局】

多様性の進捗がはかれるような取組みを記載し、それに対する評価をすべきという御意見だと思う。現在、指標の中で、認知度になっているところについては、より具体的なものへの差し替えを検討したい。

【委員】

今の議論の流れはとても興味深いものだと思ってお聞きしていた。成果指標ということでは、やはり数値的な表現が一番分かりやすいというのはあると思うが、これは手段だと思う。ただ、こういった施策を行うことによって、そもそも何を目指しているのかで言うと、地域分野の施策自体の基本理念が掲げられている。これは地域ビジョンでもあると思う。

そこに向けて様々な施策を行ってきて、それへの参加が数値として表されているというのも分かるが、そのことによってどういう変化が起きたのか、いわゆるアウトカムと言われるが、目指してきた方向に向かってどういう変化が起きてきているのか、どういうことが言えるのかを表現するようなことは難しいかと。

【会長】

今日の議論は、どうしても成果指標の案を行政が提案しているので、行政とのやり取りになっているが、ここはたくさんの専門家がいらっしゃるのと、各委員の質問に対して、ほかの委員からも御意見をぜひお伺いしたいがどうか。

【委員】

例えば多機関協働のところで、私自身が今、福岡都市圏の15大学、自治体、産業界、企業などと一緒にあって、これからの大学の発展やまちづくりの分野、組織が入り混じって、分野を超えてやっていこうという取組みでも事業計画の策定に携わっている。指標というのは最終的なビジョン。そのビジョンに向けて、例えば生涯学習領域なら、多様な人が一緒に生涯学習を学んでいるような環境、そういう状況のビジョンの実現のときに、数値としてこのぐらいになっていたらいいという、それが分かりやすい指標を探し出すというところにはなるが、重要なことは変化。

何回回数を増やしたというよりも、社会がそのときに現状からこういうふうにもんた共働して変化をしたということ。その変化を表す数値が何であるかというのが本来の数値目標を書き込むときに一番重要なところだと思う。ただ、なかなか変化を端的に表す数値がないのと、その変化が現状とかけ離れているほど、かなり頑張らなければ達成できないので、なかなか現場の担当としては怖くて書き込めないというのがある。しかし、本腰を入れてやるには、ここまで達成すれば「地域共生社会」が実現しているという、福岡市が目指す変化についての数値がずらりと並んでいるほうが、認知度などの無難な指標より良いと思う。私としては一歩踏み込んだ数値目標を設定することができればと思う。

【委員】

指標のつくりに関して、今、頂いている資料4をもう少し構造化してはどうかと思う。最終的にどう変わったかを示すものとして、網かけにされている六つのことは、そこを目指すという、最終目標の1個手前の、変化を促す方法としては、私は妥当性があると思う。

例えば基本目標2については、主体的にアクセスできる市民が増えるということの変化を見るので、そのために何をやっていかないといけないのかという指標が、その下にくっつくような構造になると思う。基本目標3の拠点づくりの目標がないが、拠点づくりを単純にやろうとしたら、拠点が増えるということが目標になって、その次が活動の拠点を使うということが目標になって、その結果、拠点を使った人が変化していくということになる。

その変化は、主体的にアクセスできる市民の割合になると思うので、構造化をした上で、果たしてここの成果指標、最初に目標値からアウトカムに近いものとして、何を載せるのが適切なのかというのを、もう少し段階を整理したほうがより分かりやすくなるし、これも入り口は、資料2の（施策）の中に書いている、施策〇ー〇の下に書いている活動、取組の方向性にひもづいてくると思うので、そこがスタート地点だと思う。

そこにちゃんと行き着くのかを構造化すると、もしかしたら今、挙げているようなものの中でも、レベルをもうちょっと活動状況を報告するところに入れたほうがいいものもあるかもしれないし、もう一歩進んだ指標を挙げたほうがいいというものが見えてくるのではないかと思うし、ここをもう少し構造化するのがいいと思う。

【事務局】

ありがとうございます。一見してそうわからないのは我々の工夫不足かと思うので、我々が意図していたのは、まさしく委員が言われたとおり、基本目標につなげるビジョン、変化の部分になる。先ほどからアウトプット、アウトカム、どちらが指標にふさわしいか議論い

ただいているが、網かけの部分がビジョン、アウトカムのイメージであり、網かけではない部分が、アウトプットをイメージしている。

こちらは、もう少し視覚的に工夫をするとともに、アウトプットの中でも委員からアウトプットになっていないものもあるとの御指摘もあったので、本文中の現状と課題など、そういったものときちんと連動しているかを改めて検証し、体系的に見えるように工夫をしたい。

【委員】

資料3-1の評価の考え方の2行目のところに、適切な時期に次期計画の評価を実施すると大きくくりで書いてある。数値目標を立てるということ自体は、最終目標の数値も大事だが、途中段階で本当にこの事業に関してちゃんと進んでいるのかというモニタリングというか、中間評価をするということができれば最終目標に向かっていく。中間評価のところで、これが進んでいないから軌道修正しなければならない、あるいは具体的なやり方の方向を変えなければならないなど、むしろ中間評価が大事になってくると思う。そうすると、適切な時期の評価というのが、恐らく項目によっては国が何年か置きに出すような指標と照らし合わせながらというものもあるだろうし、福岡市が独自で調査しないと分からないような評価項目もあるので、適切な時期とはいつなのかということの書き込みがないと、延ばし延ばしになってしまいそうな、中間評価がちゃんとできない、モニタリングができないと、いい方向には進まないと思うので、そのあたりを御検討いただきたい。

【事務局】

現計画で言うと、5年間の計画であり、中間評価を2年目が終わったときに実施したという実績がある。次期計画については、令和3年度から8年度までの6年間の計画のため、中間評価をする時期は、3年目が終わった後を想定している。

ただ、評価自体は中間評価、最終評価を考えているが、個別の事業の実施状況については、毎年度保健福祉審議会に御報告をするので、その実施状況についても御意見をいただきつつ、3年間経過した令和6年度に中間評価をすることを想定している。

【委員】

認知症カフェの設置圏域数について目標値が示されているが、確かに認知症カフェ等が増えていくことは今後重要であり、大切なことだと思う。ただ、数を増やすことが決して目的ではないと思っており、コロナ禍以前に、カフェ自体が抱える課題は何かというと、実は継続性だった。開設したが結局何をしていたいいか分からない、持続することが困難ということ

も課題として浮かび上がってきていて、何か物差しのあり方として、一つは継続性を指し示すようなニュアンスを入れられないかと思う。

例えば、令和7年度において1年間継続できている認知症カフェが何か所になっているかなど。多分、出ては消え、出ては消えということも実態としてあると思うので、例えば最初、26圏域、26か所あると思うが、それが本当にずっと継続できているのかということも重要なキーになってくると思うので、持続可能、継続性の意味を込めた目標値を設定していただければと思う。

【会長】

特に今の御意見はコロナ禍で従来のやり方が通用しない時代になったので、やはり重要だと思う。

【委員】

資料4の成果指標の基本目標2の避難行動要支援者について。個別支援計画の作成件数で、この数字を目標値に出して調べるということだが、避難行動要支援者は登録されている方たちが対象になると考えたらいいか。地域にお住まいの方々の中で、この名簿に登録されていない障がいのある方、高齢者の方も含めて、そういう方たちは対象にならない、漏れるというようなことになるのか。

また、それを調査して数字を取って、それをどう生かしていくのか、どうつなげていくのかというところもお聞きしたい。

【事務局】

案の段階ではあるが、本日、資料4に掲げている避難行動要支援者の個別支援計画の策定件数というのは、地域に名簿情報を提供することについて、御本人の了解が得られた方の分だけを地域にお配りすることになるので、この名簿を基にして、地域においてAさんをどのように避難の支援をするかという計画づくりを進めていただくようお願いしている。その成果物として個別支援計画ができた件数ということにしている。

委員のご指摘のとおり、要支援者全員を登載した全体名簿と地域にお配りすることに同意が得られた同意者名簿がある。同意者名簿でないと地域の方はその状況が分からないので、同意者名簿が分母になって、成果物として個別支援計画ができたものが分子になって、パーセントでお答えすることも考えてはみたが、分母が増えた結果、率が下がったというようなことになると、指標としていかなものかということもあり、作成件数のほうが目に見えた数字かと、現時点では考えている。

【委員】

そうしたときに、では、要支援者名簿に登録してないと、その自治体に障がいがある方や高齢者の方が地域でどの程度いるのか、名簿への登録は強制できないが、登録しない方はどの程度おられるか、その辺の把握はなかなか難しいところだと感じるので、数字を取られて、登録されていない方については登録を促して、極力支援を受けられる状況をつくっていくというのも非常に重要なところだと感じた。

【会長】

この要支援者名簿の対象者に同意をいただく努力は、市のほうでも大変なされている。市民のほうもそれにぜひ登録をするように、御自分で判断できない方もいらっしゃるの、やはり市民同士でお勧めをしていただいて、増やしていかないといけないと思う。

先ほど説明があった、隣近所の一番小さな小地域というか、四つ両隣と前、真向かいと両隣の絵があったが、やはりそこがしっかり育っていかないと、そういうことがなかなかできないのではないかと、あの図は入れていただいたと思う。今の御指摘は大変ありがたい、大事な指摘と思う。

【委員】

今の件に関して、行政上の事業に関わって、今のような個別支援計画の策定件数を絶対数で出されたという形になっているが、これが先ほど言った目標、指標のつくり方としては適切かどうかということ。先ほど説明があったように、同意書を作った人が増えたら数値が上がったり下がったりするというのも、こういう形でやると問題になる。

目標としてはやはり上がったというか、成果が上がっている形にしたいという意向のほうが強くと出過ぎて、そうすると、絶対数でやればよいということになる。しかし、絶対数でやれば、努力すれば絶対数は上がるが、本当にそれで網羅できているかどうかになると、非常に大きな疑問が残り、その指標の妥当性が問題になる。

そういうことからいうと、あまり直接的に事業に関わったような数値目標を使うというのが適切かどうかを一度検証してもらった必要があるという、その部分が専門家を入れて検討してほしいということである。

例えば今、ビッグデータの時代であり、別の統計を取れば、障がい者の統計がある、あるいは要介護高齢者の統計がある、こういったほかのところに出てきている様々なデータをビッグデータとして扱って、その中でこういうような想定されるターゲットがある、その中でどれぐらいかというような置き方をしないと、いけない。そういう意味でのビッグデータ

の使い方にも関連するので、そのあたりはビッグデータ、あるいはオープンデータを目標にしてきた福岡市として、工夫をしていただくほうがいいのではないかと思う。

【事務局】

指標に市の事業そのものを置いてしまうと、それは進捗するのが当たり前になってしまうので、どう成果があがっているのかわかるようきちんと工夫すべきだという御意見だと思う。検討させていただきたい。

【委員】

避難行動要支援者の件については、民生委員も関わっている。社会福祉協議会の委員、地域の防災担当の3名でこの手挙げ方式の名簿の方のところに訪問している。やはり個別支援計画、これも書いていただくように説明をして、私が見られるところは取っているが、やはり中には、緊急連絡先などを書かないといけないから出さないという方もいらっしゃる。極力書いてもらうような形で、災害があったとき、この前の台風10号のとき、公民館が普通なら避難計画の避難場所になっているが、今回は小学校の体育館が避難場所になっていた。そういったときに、この名簿で挙がってきている人たちに、「今回は公民館から小学校に避難場所が変わっていますから」ということで全部お知らせして、「ありがとうございます」と言われるが、なかなか名簿に手挙げしてほしい人が手挙げをされない。地域を回っている者として、もうちょっと手挙げしてもらいたいというのはある。

【委員】

基本目標4に、ホームページやSNSで情報を得る高齢者の割合というのがあるが、SNSに関しては、具体的に何かを想定しているのか。

【事務局】

個別のSNSの媒体は想定していない。高齢の方であっても情報格差が生じないように、ICTで情報を取得できればということ。

【委員】

機種変更を機会にスマートフォンに変える人が多く、それはもちろん高齢者の方もだが、それを機会にラインを始めたり、特にコロナ禍で家族と会えないから、ビデオ通話をしたいからといって、ラインを新たに始めた人はたくさんいらっしゃる。福岡市もラインをやっているんで、例えば年代を絞ってメッセージを送ることもできるので、そういった活用をポイントで行うことも大事ではないかと思う。

【委員】

成果指標の基本目標5の包括的な相談支援ネットワークの充実について。多機関協働の仕組みを検討というのは、現実的にはどういったものを検討して、新たな仕組みの実施ということで、どういった検討をしているかというのは何かあるか。個別的なことを少し教えていただきたい。

【事務局】

多機関協働の仕組みについて、今どのような検討をしているかというお尋ねだが、将来の予算にも関わることなので、確定的なことは申し上げられないが、現在、原案の図で示しているとおりに、一つのすべてを担うセンターがあって、そこで全ての相談を受けるという形ではないため、高齢、障がい、子どもと、現在、それぞれの専門機関に分かれている。近年多くなってきているのが、例えば高齢の問題で相談に入っていると、障がいを抱えるお子さんが家の中にいらっしゃり、その方を高齢者が面倒を見ている、一つの分野だけでは終わらない相談が非常に増えてきていると各種の相談機関のほうからも聞いている。

ただ一方で、それぞれの相談機関同士の日頃の連携が万全であるとは言えない状況。やはり連携の取り方が難しかったり、それぞれこの部分が終わったら、「じゃあ、次はここに行ってください」というような形が生じている現状があると聞いている。そういったことが生じないように、これは例えばだが、多機関の連携を促していくような機関というか、専門家への委託などを行い、そうした方々が各機関から「こういう複合的な相談が来たけれども、どこどこにきちんとつなげばいいのでしょうか」という相談を受け、専門的な立場から、「私のほうで声をかけますので、このセンターとこのセンターとで一緒に話してこの問題を解決しましょう」など、きちんと連携して相談を取りこぼさないようにしていきたい。そういった方向性で今、考えている。

【委員】

先ほど回答いただいたが、複合的な問題を抱える方というのは結構たくさんいらっしゃり、既存のシステムで対応できる方、それぞれの相談の中で解決できる方はそれでいいが、その中で弾かれたという言い方が悪いかもしれないが、もう少し極端な言い方をすると人生を半ば諦めた人や、そういう方たちをしっかりとフォローできるようなシステムが、多機関協働の仕組みの検討の中で、福岡市の中で完成すればいいと思う。

全国初の取組みではないかもしれないが、政令市の中では初になるかもしれないので、しっかり取り組んでいきたい。やはりこの多機関協働の仕組みの検討の中で、しっかりとした

救済するスキームを、流れを確立していただきたい。そして、それぞれの制度や状況に応じてしっかりと把握できるような、いろんな機関やその方をあっせんした方も、まずはしっかりと受け止めて最後まで後追いするような形、また、しっかりとフォローできたという、最終的にその人が課題解決できたというところまで目指すべきではないか。

それがやはりコロナ禍の時代、今後10年間しっかりとSDGs、誰一人取り残さないという社会の構築のためには、今やらなくてはいけないことを、この保健福祉総合計画の中でしっかりとやっていただきたい。そのためにはやはりちょっと本気でやらないと大変な状況かと思っているので、多機関協働の仕組みの検討は非常に期待したい。

そして、もう一つ言えることは、成果指標が先ほどから検討とあるが、こういった既存のシステムで救えない方を、最終的にはしっかりとフォローして救う。言い方は悪いが救済していくという形、上から目線かもしれないが、そのためには、法人機関というのは対費用効果が求められるが、対費用効果を度外視してまでしっかりと寄り添うという形の、そのための行政である。自助、共助、公助の公助ということで、そういった公助の観点から、しっかりとした多機関協働の仕組みの検討を行っていただきたい。

【事務局】

今回の社会福祉法の改正は、しっかりと相談を受け止めるというほかに、伴走型やアウトリーチ型の支援も行っていくという内容になっているので、委員から御意見いただいた伴走型、アウトリーチ型の支援について多機関協働の仕組みの中で検討したい。

【委員】

今のことを推進する意味で社会福祉法が改正されて、社会福祉連携推進法人をつくることのできるようになっていっているので、行政に投げるというだけではなく、いろいろなNPO法人も含めた民間、社会福祉法人が連携してこれに取り組むという、相談をしたらどういう相談でも引き受ける体制をつくるというのも今回の目標になっているはずなので、ぜひその線で進めていただきたい。

【会長】 ありがとうございました。

大変いろいろなレベルの高いお話があり、これを参考にしながら今後市のほうで御検討をぜひしていただきたい。特にないようであれば、議題2についてはこのあたりで終わりたいと思うが、いかがか。

【全委員】

<質問なし>

【会長】

今日たくさん意見をいただいたが、この意見については、12月にほかの分科会と調整をするための調整会議を予定している。そこで調整を図らないといけないということも出てくるかと思うが、調整会議に臨むに当たって、その点については分科会長に御一任をいただきたいがいかがか。

【全委員】

<異議なし>

【会長】 ありがとうございます。

少ない時間ではあったが、非常に深い議論ができたと思う。御協力ありがとうございました。

閉会